

東京都規則等の一部改正について（給与関係）

下記の東京都規則等の一部改正について、申請（別添）のとおり承認する。

記

- 1 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 3 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 4 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

1 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
支給対象外職員 第2条第2項第3号	【地方公務員法の改正に伴う規定整備】 職員の給与に関する条例第21条第1項から欠格条項に係る規定が削除されることに伴い、除外規定を削除
施行期日 附則	令和元年12月14日

2 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

「1」と同様の改正を行う。

3 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
支給対象外職員 第2条第2項第3号	【地方公務員法の改正に伴う規定整備】 職員の給与に関する条例第21条の2第1項から欠格条項に係る規定が削除されることに伴い、除外規定を削除
施行期日 附則	令和元年12月14日

4 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「3」と同様の改正を行う。

5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
期 末 手 当 の 支 給 対 象 外 職 員 第17条第2項第1号 第3号	【基準日前1か月以内に退職等をした職員で期末手当支給対象外となる者】 任用期間が通算6か月に満たない者を追加 【地方公務員法の改正に伴う規定整備】 改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第1項から欠格条項に係る規定が削除されることに伴い、除外規定を削除
文 言 整 備 改正規則附則	【文言整備】 「平成32年4月1日」→「令和2年4月1日」
施 行 期 日 附則	令和元年12月14日 第17条第2項第1号及び附則の改正規定は公布の日



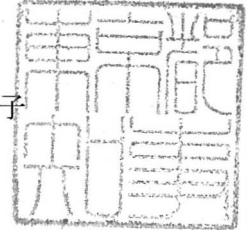
31 総人制第 353 号

令和元年 9 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



職員の期末手当に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、改正後の職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 21 条第 5 項及び第 21 条の 2 第 4 項に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

- （1）職員の期末手当に関する規則（昭和 43 年東京都規則第 120 号）
- （2）職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）

2 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため。

3 改正文

別添のとおり

31教人勤第178号

令和元年9月12日

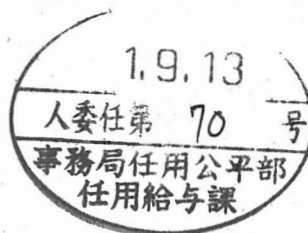
東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

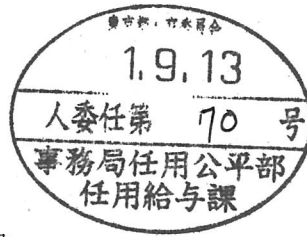


学校職員の期末手当に関する規則の改正等について（申請）

このことについて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、別紙のとおり諸規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第24条第5項等の規定に基づき承認方申請します。



名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条第5項	承認 申請
学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第4項	承認 申請



31 総人制第 353 号
令和元年 9 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正等に伴い、改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）〔非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例〕に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正等に伴い所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

規 則 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（5頁）
- 4 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（8頁）

職員
職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。
附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「（法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十年東京都規則第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の改正規定のうち同条第二項第一号中「前項第四号」を「前項第一号、第四号」に改め、同項第三号中「（法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。）」を削る。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第十七条の改正規定のうち同条第二項第一号の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（4頁）
- 4 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（5頁）
- 5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（6頁）

職員の手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百二十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （支給対象外職員） 第二条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員 四から七まで（現行のとおり） 第二条の二から第九条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別記第一号様式から第三号様式まで（現行のとおり）	第一条（略） （支給対象外職員） 第二条（略） 2（略） 一及び二（略） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員（<u>法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。</u>） 四から七まで（略） 第二条の二から第九条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別記第一号様式から第三号様式まで（略）

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （支給対象外職員） 第二条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員 四から七まで（現行のとおり） 第二条の二から第九条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別記第一号様式から第三号様式まで（現行のとおり）	第一条（略） （支給対象外職員） 第二条（略） 2（略） 一及び二（略） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員（<u>法第十六</u> <u>条第一号に該当して失職した職員を除く。</u>） 四から七まで（略） 第二条の二から第九条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別記第一号様式から第三号様式まで（略）

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号） 新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
第一条 （現行のとおり） （支給対象外職員） 第二条 （現行のとおり） 2 （現行のとおり） 一及び二 （現行のとおり） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員 四から七まで （現行のとおり） 第二条の二から第九条まで （現行のとおり） 別表第一及び別表第二 （現行のとおり）	第一条 （略） （支給対象外職員） 第二条 （略） 2 （略） 一及び二 （略） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員（<u>法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。</u>） 四から七まで （略） 第二条の二から第九条まで （略） 別表第一及び別表第二 （略）

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条（現行のとおり） （支給対象外職員） 第二条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員 四から七まで（現行のとおり） 第二条の二から第九条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	第一条（略） （支給対象外職員） 第二条（略） 2（略） 一及び二（略） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った職員（<u>法第十六</u> <u>条第一号に該当して失職した職員を除く。</u>） 四から七まで（略） 第二条の二から第九条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）

改 正 案	現 行
題名及び第一条から第十六条までの改正規定（現行のとおり） 第十七条を次のように改める。 （期末手当の支給対象外職員） 第十七条（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第一号、第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者 二（現行のとおり） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者 四及び五（現行のとおり） 第十八条から第二十四条まで及び附則の改正規定（現行のとおり） 附 則 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項ただし書及び附則の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。	題名及び第一条から第十六条までの改正規定（略） 第十七条を次のように改める。 （期末手当の支給対象外職員） 第十七条（略） 2（略） 一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者 二（略） 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者（法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。） 四及び五（略） 第十八条から第二十四条まで及び附則の改正規定（略） 附 則 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項ただし書及び附則の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。